

- 取扱量については、上述のどおり、これを届出義務化したい目的については、以下の如く多岐にわたっている。

- ・ 各企業の自主的努力を評価する為(排出原単位等の算出が目的)
- ・ 各企業の排出届出量のバックチェックに使う為
- ・ 周辺住民の保安上の不安対応の為(貯蔵量把握の為)

この様に目的がばらついているのは、「取扱量」の定義(理解)がステークホルダーで製造量、使用量、貯蔵量とばらついていることを示している。

よって、この議論を推し進めるには、先ず「取扱量」の定義が曖昧なことを十分に理解した上で、前述の項目追加欄に記した通り、

- 1) 各目的の重要性の可否
- 2) その目的を達成する為の最適指標の議論(その目的を達成するのに「取扱量」が最適指標かどうか)

の手順を踏んで議論すべき。

- 取扱量は企業の機密事項に属し、公開は不可である。
- 取扱量・貯蔵量の把握については、企業機密の保護に関して、企業の負担とならない仕組みを検討すべき。
- 取扱量については、現在の裾きりを前提条件とすれば、届出及び公表とも反対ではないが、現在の裾きりを低くするならば、機密保持上、届出はともかく公表には反対せざるをえなく、配慮が必要(届出と公表は別に扱うこと)。

<廃棄物としての移動>

- 下水・廃棄物としての移動について、移動先を届け出させるべき。
- 廃棄物等については、他の法律(例:廃棄物処理法)で規制されており PRTR で届出させる必要はない。
- 廃棄物としての移動について、廃棄物の種類と処理方法を届け出させるべき。
- 「リサイクル量」について別に届け出ることについて検討すべき。
- 廃棄物については化管法の意義及び位置づけによる環境リスクの評価が極めて難しい状況で、どのような活用方法が考えられるか疑問である。廃棄物の種類、処理方法、移動先については一部の県条例で処理状況報告が義務付けられており、廃棄物処理法でも平成 19 年度実績から廃棄物マニフェストの発行状況の報告が義務付けられる。さらに、平成 18 年 4 月には廃棄物情報が排出事業者から処理業者に十分に提供されないことに起因する事故等の課題に対応するため、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」が策定されたところである。

<その他>

- 製品としての出荷量、排出量の算出方法、排出量増減の理由、管理目標、代替物質等についても、届出またはフォローアップ調査を検討すべき。
- 製品としての出荷量について届出させるという意見もあるが製品については化管法の意義及び位置づけによる環境リスクの評価が極めて難しい状況で、どのような活用方法が考えられるか疑問である。使用後の廃棄物になる際を想定するならば、個別の規制法で対応すべきである。
- 化管法は事業者による自主的取り組みが期待されており、環境リスクの低減のための方策を、自らリスク評価し、選択できる自由度があり、事業者にとっては計画的に取り組む易い。代替物質については企業秘密であることが多く、公表については配慮が必要。

(5)対象事業者

- 対象業種以外にも建設業など排出量の大きい業種もあり、対象業種を限定せず、年間取扱量の大きな事業者をすべて届出対象にすべき。
- 取扱量の要件及び従業員規模要件の見直しが必要。特に、従業員が少なくても排出量の多い事業者もあり、従業員規模要件は不相当。
- 取扱量については、現在の裾きを前提条件とすれば、届出及び公表とも反対ではないが、現在の裾きを低くするならば、機密保持上、届出はともかく公表には反対せざるをえず、配慮が必要(届出と公表は別に扱うこと)。
- 取扱量の少ない事業者からの排出が排出総量に占める割合は、一部の物質を除いてはわずか。
- 届出事業者の半数を占める燃料小売業については、業界団体・事業所へのヒアリング結果等から把握できるものであり、届出とは別の方法で把握可能。

(6)対象物質

- 3～5年ごとに対象物質を見直していくことが必要。
- 見直しの周期については、5年が適切と考える。一定の条件でトレンド及び解析を行うには、5年のデータが必要。(よって1トン裾切りを実施して未だ2年であり、本来はもう2-3年データを蓄積の上、解析をおこなうべき。)
- 対象物質を随時追加選定するための仕組み(常設の第三者専門機関等による検討会等)をつくること。
- 使用量(製造量)、毒性データの再評価を行うとともに、届出データの検証を行い、対象物質の選定をやり直すべき。
- 対象物質の見直しをする場合は、リスクの概念を入れてすべき。
- PRTR対象物質以外の物質への代替がなされたとき、かえってリスクが増大してしまうことがないよう、対象物質の見直しが必要。

- 明らかなリスクが認められた場合は、PRTR対象から規制対象に移行させるべき。
- 代替化の推進のため、有害性の低い物質は対象とするべきではない。
- 有害性の低い物質については、第二種指定化学物質への移行も含めて検討すべき。
- 慢性毒性等だけでなく、地域住民の関心の高い事故のリスクを考えれば、急性毒性のある物質についても対象とすべき。
- PFOS(パーフルオロオクタンスルホネート)や多環芳香族炭化水素等も対象物質とすべき。
- 光化学オキシダントの原因物質についても対象とすべき。
- 対象物質については、NO_x、SO_x、温室効果ガスも一体化して公表する必要がある。
- 温室効果ガスについては、地球温暖化対策推進法が改正され、平成 18 年度実績から報告が義務付けられ、公表される事になったところであり、対象物質とすることは不要。
- 難分解性・高蓄積性物質および環境中で分解してこれらの物質となる前駆物質も対象に加えること(例)パーフルオロオクタン酸(PFOA)、パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びこれらの前駆物質であるフッ素テロマー。
- 対象物質数を増やしすぎると個々の物質に対する管理意識が弱くなる懸念がある。
- 対象物質の見直しにあたっては、GHS 等、国際的な動きを踏まえるべき。

(7) 排出量把握手法

- 排出量算出には 4 つの方法(物質収支、実測、排出係数、物性値)が示されているが、これらの使用の実態を把握し、理解のしやすさ、労力などを考慮して改善を図るべき。
- 中小企業にも負担にならない排出量把握・届出手法を開発し、情報提供を行うべき。
- 排出量算出方法の変更は、企業に多大な負担を強いることになるため、頻繁に実施すべきでない。
- 排出量推計の精度(原単位法における排出係数の整備、実測の際の検出下限の扱い等)について再検討が必要。
- 取扱量データと突合すると、届出データの間違が多いことがわかる。
- 排出原単位については、排出抑制対策をとれば排出量推計に反映されるようにすることが必要。
- トルエンなどの個別の物質までブレイクダウンすると、マクロに押さえたインベントリとしての排出量と個別に積み上げた PRTR の量とで、かなりギャップがあるものが多い。
- 事故時の排出について、排出量把握手法を整備すべき。プラント事故については、リスクマネージャーを含め幾つかのソフトあり。輸送事故の排出についてもシュミレーションあり。
- 届出情報の第三者によるチェックシステムを設けるべき。

(8)届出外の排出量推計

- 届出排出量と届出外排出量で環境への排出の全体が把握できるよう、届出外排出量の推計精度の向上が必要。
- 届出データは毎年修正されるが、経年変化を評価するため、届出対象外の推計データもさかのぼって修正すべき。
- 届出外の移動量を推計すべき。
- シュレッターダスト中の有害物質など、届出から抜け落ちているものを明らかにし、推計に取り入れるべき。
- 届出外推計排出量については、事業者が自ら取り扱う化学物質の排出削減を行うため、市町村別や河川別など、より地域に密着した形で集計すべき。
- 届出外排出の推定排出源(農地、道路等)も明示すべき。

(9)地方公共団体の関与

- 届出のチェック体制の強化、精度の向上等のため、他の許認可情報とのリンクが必要であり、届出事務における地方自治体の役割を強化すべき。
- 未届け事業者への指導、届出データの精度改善のため、地方自治体の立ち入り権限が必要。
- 化管法への地方自治体の関与は、他の規制法に基づく指導や環境モニタリング等に届出情報を活かすことに役立つ。
- 政令指定都市、中核市などにも届出事務を担わせるべき。
- 未届出事業者対策などにおいて限界があり、地方自治体の権限の強化が必要。

4. MSDS 制度に関する課題

- MSDS の製品への添付の状況、記載されている情報等について、把握・検証が必要。
- 廃棄物処理業者への情報提供については、平成 18 年 4 月には廃棄物情報が排出事業者から処理業者に十分に提供されないことに起因する事故等の課題に対応するため、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」が策定されたところであり、当面はこれをフォローしていく事が重要。
- 製品中の物質、消費者や廃棄物処理事業者への情報提供も含めて、MSDS 制度を拡張することが必要。
- 製品中の含有化学物質の届出、表示、MSDS、マテリアルフローの解明等が必要との意見もあるが、製品については化管法の意義及び位置づけによる環境リスクの評価が極めて難しい状況で、どのような活用方法が考えられるか疑問である。使用後の廃棄物になる際を想定するならば、個別の規制法で対応すべきである。対象物質は化管法の意義及び位置づけを基に選定されており、異なる目的のためならば、あらためて、その目的に合致した対象物質の選定をすべきである。

- MSDS をインターネット等で国民に入手可能にすべきではないか。
- MSDS に盛り込まれている情報は、一般消費者に使える形になっておらず、一般に提供しても意味がない。
- MSDS に記されているような情報を一般にわかりやすい形にして公表すべき。
- 一般消費者への情報伝達は MSDS を使うべきかどうか、要検討。
- 現行の大半の MSDS は、その物質がそのままの形態で流通する段階に適用される。一方、更に下流に行くに従って、種々の製品加工がなされ、その使用者が欲しい情報内容が異なってくるのが実情である。よって、一つの MSDS でオールマイティに全てのサプライチェーンにおける使用者に満足のいく有害性情報を流すことは不可能と思われる。ついては、この点に関しては、本 PRTR 法だけで議論するのではなく、前述の基本問題小委員会で、全体的なところを議論した上で、本 PRTR 法へフィードバックすべきと考える。
- MSDS におけるばく露性情報には、有効なばく露防止措置が実施できるようなリスク評価の表記が必要。

5. 自主的な化学物質管理

(1) 化学物質管理に関する目標・方針・計画

- 化学工業等では、企業ごとに排出量削減目標を持って取り組んでいるところが多い。
- 化管法は事業者による自主的取り組みが期待されており、環境リスクの低減のための方策を、自らリスク評価し、選択できる自由度があり、事業者にとっては計画的に取り組み易い。
- 事業者による削減の取組や努力成果を公表、開示する仕組み、製品やサービスに表示する仕組みなど、事業者の努力が報われ、社会的に評価され、又は他者との競争で有利となるような仕組みが必要。
- 毒性が強く懸念される物質及びばく露の可能性の大きな物質の両面から、重点的に管理すべき物質を優先付けし、そのレベルに応じた管理をするべき。
- 化学物質管理計画の提出、管理目標の報告等を義務づけるべき。
- 化管法には削減目標がなく、今の枠組みで削減を期待することは困難だが、割り切れば目標を設定することは可能。
- 削減目標を提出した事業者からは、地方自治体内における自社の位置づけが分かってよいという意見が多いため、削減目標はあった方がよい。
- 米国で実施された 33/50 プログラムと同様のものが日本で実施できるかどうか問題。
- 化管法で以って管理計画や目標設定の義務付けを行うことは、法の趣旨(自主的な活動の促進)から言って馴染まない。特に個々の事業所の化学物質管理自主計画及びその自主目標報告の義務化については、それを義務化した時点で自主では無くなり、規制と自主のバランスを崩すことになる。
- 国が、事業者が設定した目標値の是非を判断することは困難。

- 自主的取組を国や地方自治体が支援・監視・指導する仕組みや、第三者がチェックする仕組みが必要。
- 自主管理目標の設定等については、大気汚染防止法等で対応されており、化管法でその仕組みを設けることは屋上屋を重ねることとなる。

(2) 化学物質管理の手法

- 化学物質の適正管理に関する指針をさらに具体的に国が示すべきではないか。
- 事業者の自主的な取組を促進させるツールを開発すべき。
- 化学物質の管理に PRTR データをどのように活用していくか、といった視点は重要である。

(3) リスク削減のための物質代替

- 化管法対象物質がどのような物質に代替されてきているかのフォローアップが必要。
- 物質代替は、排出量の増減だけで判断するのではなく、環境リスクの増減により判断すべき。
- 代替物質開発については企業秘密であることが多く、代替化を促進するために、その企業秘密の保護も考慮すべき。
- 代替物質の情報は企業秘密であることが多く、公表しない等の配慮が必要。
- 物質代替がなされる場合にリスク低減の方向に誘導するような仕組みが必要。

(4) リスク評価

- リスク評価を誰がどのような仕組みで行うのかを明確にすべき。
- 地域における環境リスク管理のため、わかりやすく使いやすい地域の環境リスク評価ツールの開発が必要。
- 生態系影響に係るモニタリング手法の開発が必要。
- モニタリング結果に対する評価指標値の整備などが必要。
- 企業が費用対効果を考えてリスク削減を進める上でも、地域におけるリスク評価が必要。
- リスク評価体制、その情報伝達及びその情報管理等に関する全体の議論については、化学物質政策基本問題小委員会で議論すべき。本懇談会では、それを前提として、PRTR とリスク評価の係わり方を議論すべき。基本的には、PRTR データの利用としてリスク評価への展開を検討するのは良いが、PRTR 法自体にリスク評価を持ち込むべきでない。

(5) リスクコミュニケーション

- 事業者が様々な手法で排出量削減の努力を実施している状況に関する国民の理解の状況を把握すべき。
- 事業者によるリスクコミュニケーションを促す措置が必要。
- 地方自治体によるリスクコミュニケーションを促進するための仕組みが必要。
- 事業者によるリスクコミュニケーションは、行政も関与し、他企業とも合同で行うのが有効。

(6) 人材育成

- 化管法第 17 条第 5 項で人材育成が国及び地方公共団体の措置として定められているが、国においては、化学物質アドバイザーの育成だけでなく大量退職が見込まれている地方公共団体における人材の確保計画を策定するなど化学物質対策に係る人材育成、確保を図る必要がある。
- 環境基準の値がどうやって決められたものか等の内容を化学物質アドバイザーなら理解しておいてほしい。もっと深みのある人材の育成をすべき。
- リスクコミュニケーションにも関連するが、ファシリテータの養成も具体的人材育成の一つとして必要。

(7) その他

- 自主的取り組みが進んでいるということを事業者自らが説明するという内容を加えるべきである(データ公表、パフォーマンスの変化の理由、代替物質切り替えのときのアセス結果等)。

6. その他

(1) 国際的な展開

- アジア太平洋地域での PRTR 制度運用のイニシアティブを日本が積極的にとっていくことも検討してほしい。

(2) マテリアルフローの把握

- 化学物質の全サイクル(製造から廃棄に至るまで)を通じて環境への排出、移動、消失等を把握することが必要。
- 環境・生態系での挙動、ばく露を含めた化学物質のマテリアルフローを解明することが必要。
- 製品中の化学物質のフローは、PRTR では把握されていない。エコプロフィール的な情報制度もどこかで作る必要がある。

- 化学物質・製品のバリューチェーンは複雑であり、マテリアルフローの把握は作業負荷対効果を考慮すれば現実的でない。
- マテリアルフローの具体的なイメージを提示することが必要。その上で、その意義、重要性について、作業負荷対効果を含め議論すべき。
- マテリアルフローの話にしても、化管法の枠組みでやるべきことかどうか、検討を要する。
- マテリアルフローに関連して、リアルタイムの情報が発信できることが理想的である。現行の PRTR データは1年くらい前の古い情報だが、トレンドの情報も考慮して、今後どこに化学物質が蓄積するか把握し、将来のリスクをどうやって低減するのか考える仕組みがほしい。
- 製品中の含有化学物質の届出、表示、MSDS、マテリアルフローの解明等が必要との意見もあるが、製品については化管法の意義及び位置づけによる環境リスクの評価が極めて難しい状況で、どのような活用方法が考えられるか疑問である。使用後の廃棄物になる際を想定するならば、個別の規制法で対応すべきである。対象物質は化管法の意義及び位置づけを基に選定されており、異なる目的のためならば、あらためて、その目的に合致した対象物質の選定をすべきである。

(3) 製品の表示

- 製品の含有物質の表示は、環境の観点とともに消費者への直接ばく露の観点から重要。
- PRTR 対象物質の含有製品の GHS 表示を義務付けるべき。
- エコマーク、エコリーフ、EPD の運用に PRTR 情報活用を積極的に進めるべきである(とくに ISO14025 が国際規格になるので、その制度に PRTR 情報の活用を盛り込む)。
- 製品中の含有化学物質の届出、表示、MSDS、マテリアルフローの解明等が必要との意見もあるが、製品については化管法の意義及び位置づけによる環境リスクの評価が極めて難しい状況で、どのような活用方法が考えられるか疑問である。使用後の廃棄物になる際を想定するならば、個別の規制法で対応すべきである。対象物質は化管法の意義及び位置づけを基に選定されており、異なる目的のためならば、あらためて、その目的に合致した対象物質の選定をすべきである。

(4) 有害性情報に対する知的保有権への配慮

- 有害性情報の整備については、これを無償で共有すると最初の企業がコストをかけてとったデータを後続の事業者に使われてしまうという知的所有権の問題があり、慎重な検討が必要。
- 「情報を知る権利」と「情報を守る権利」のバランスを取ることが必要。
- 知的財産保護については、定義や対象、状況などをきちんと明確にして議論すべき。

(5)見直しのスケジュール

- これまでの PRTR データからは、全体としての排出削減の効果は見られるが、今までのデータの解析により何が分かったのか検討することが必要。
- もう 1、2 年現行制度の下でデータを集積し、現状の解析を充分実施し、未解明点の整理を行った上、今後の対応を検討すべき。
- 4 年分のデータを検証することにより、業種や対象物質の見直しは可能。この見直しの機会に、法改正も視野に入れて議論すべき。

(6)その他

- 見直しの検討には NPO 関係者も数のうえでもバランスをとるように参画させること(利害関係者の制度設計・運用・見直しなどのプロセスへの参画は OECD 理事会の PRTR のガイドラインに勧告されている)。
- 法制度と運用を区別して議論することを期待する。
- 制度の見直しに当たっては、中小零細事業者に過度の負担とならないようにすべき。